

序論 水ビジョンの策定

1 策定の趣旨

(1) 水の恩恵

- ① 現在のように富山県が豊かな水の恵みを受け、暮らしのあらゆる場面で水を利用し、水の恩恵を受けられることとなったのは、水との闘いを通して治水に励み、用水を切り開き、「水の王国とやま」を築いてきた先人たちの努力の賜物である。
- ② 本県の豊かで清らかな水は、植生自然度^{*}本州一の緑豊かな自然を育み、住み良い県民生活や健やかな地域社会の形成に役立っている。
また、本県では、この良質な水を利活用し、おいしいコシヒカリ、^ふ^ふ^ふ^{*}などの富山米やお酒などの生産、さらには豊富な水と安価な電力に支えられた日本海側屈指の産業集積など、産業の振興や豊かな県民生活の実現が図られている。
- ③ 今後とも、この豊かで清らかな水をふるさとの貴重な財産として県民全体で守っていくことが大切である。

(2) 水ビジョンの策定

水ビジョンは、これを受け継ぐとともに、この水の恵み多き郷土を「将来の県民からの預かりもの」と理解し、「県民が未来に向けて郷土を誇れるよう水を守り、未然に水の問題に対応していくことが、これからの時代に求められている。」との基本認識に立って、水に関わる各種施策を総合的に推進するため、その指針として、平成3年3月に策定され、その後、平成19年3月、平成25年2月に改定されている。

平成25年の改定においては、「天然の円形劇場^{*}」ともいわれる富山県独特の地形による、ほぼ独立した水循環系^{*}に着目し、水ビジョンの推進により、『健全な水循環系の構築におけるモデル県を目指す』こととしたほか、地球的規模での水の問題に対する総合的な施策の推進を重要な課題として掲げた。

(3) 新たな改定

水ビジョンは、前回の改定から5年が経過しており、この間、水源地における適正な土地利用の確保を図るための措置を定めた「富山県水源地域保全条例^{*}」の制定・施行、水循環に関する施策の基本理念等を定めた「水循環基本法^{*}」の制定など、水に関する新たな動きがあり、水ビジョンは、水循環基本法に基づく「流域水循環計画^{*}」に認定された。

また、近年、集中豪雨などによる自然災害が多発しているほか、水に係るその他法令や関連計画も見直されるなど、水を取り巻く情勢が変化している。

さらに、平成30年3月には、上位計画に位置づけられる富山県総合計画「元気とやま創造計画-とやま新時代へ新たな挑戦-」が策定され、各種施策等の整合を図る必要があることから、こうした新たな動きを踏まえ、今回、水ビジョンの改定を行うものである。

2 水ビジョンの役割

(1) 水の特徴

水は、地球上の限りある資源（比較的容易に使える水は0.01%）であり、生物の命を育み、県民の生活に不可欠な基本要素である。

(2) 水施策の特徴

水に関わる施策の特徴としては、以下のものがある。

① 長期的、継続的な取り組み

- ▶ 森林の整備は、苗木の植栽から健全な森林への成長まで50年～100年の年月が必要である。
- ▶ 河川の整備は、上流から下流までの改修に数十年の年月が必要である。
- ▶ 地下水が滞留している年齢は、数年から100年と言われている。

② 問題発生の予知と対応

- ▶ 水資源の開発には、少なくとも十数年を要するため、問題発生を予知し未然に対応するための十分な用意が必要である。
- ▶ 河川や地下水などが一度汚染されれば、その影響するところは広汎多岐にわたり、復元、回復には長い年月が必要である。

③ 利害関係者間の総合的な調整と問題発生時の迅速な対応

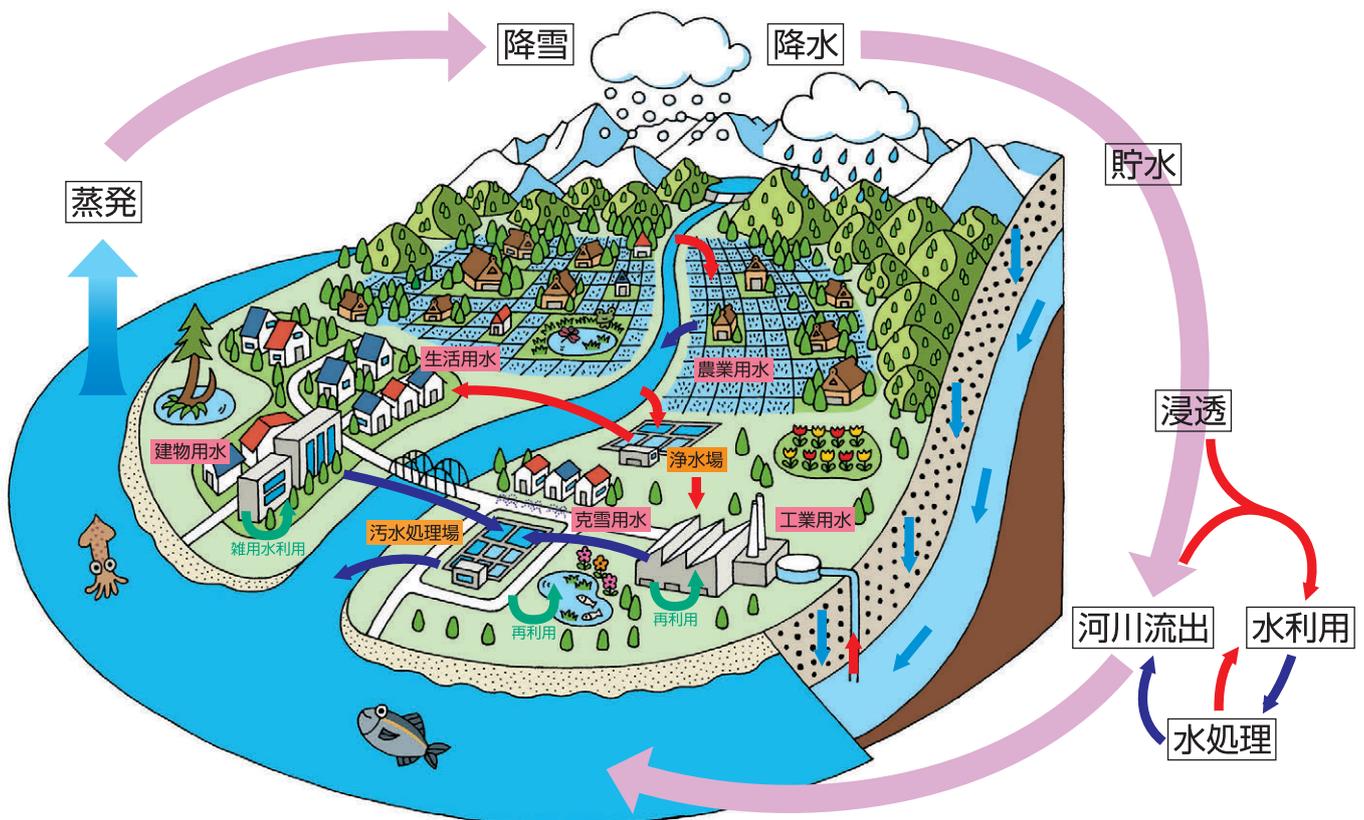
- ▶ 水利権とは、河川水を継続的、排他的に利用する権利として河川法上で認められたものであり、農業用水、水道用水、工業用水等の各用途間の変更に際しては多くの利害関係者の調整が必要である。
- ▶ 地下水は、民法上土地所有権に属する私権の対象ではあるが、過剰な地下水利用は地盤沈下等の問題を起こすことから、県民共有の貴重な財産としての保全の取り組みが必要である。
- ▶ 近年、気候変動に伴う降水量の年々変動の拡大により河川流況が変化し、県内でも渇水頻度が高くなることが懸念されるため、渇水時の利用調整には利水者間での迅速かつ的確な対応が必要である。

(3) 水ビジョンの役割

このような水施策の特徴を踏まえ、水ビジョンに期待される役割としては、

- ①新しい県の総合計画の実現を図るとともに、豊かで清らかな水を未来に残すため、水に関わる各種施策を総合的、横断的に推進するための指針(=ビジョン)であり、
- ②また、今日の水に関する諸課題に対しては、県や市町村のみならず、県民、事業者等の各主体が連携、協力しながら取り組む必要があることから、健全な水循環系^{*}の構築に向けて各主体が取り組む際の指針
- ③さらには、流域ごとの水循環系を健全に保つために、関係者が連携して活動する際の行動の指針となるものである。

健全な水循環系の構築



※水循環系…蒸発・降水・浸透・流出を繰り返す自然の水文循環と、人間が人工的に整備した水道や下水道などを経由して流れる水をあわせて、一連の水の流れを形成するシステムを意味する。このシステムの中には工場や家庭、農地などでの水利用を含む。

※健全な水循環系…流域を中心とした水循環系における一連の水の流れの過程で、水利用や治水など人間社会の営みに果たす水の機能と、自然環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスのもとに、ともに確保されている状態で、それぞれの流域での自然特性やそこでの水利用状況などの社会特性により規定されるもの。

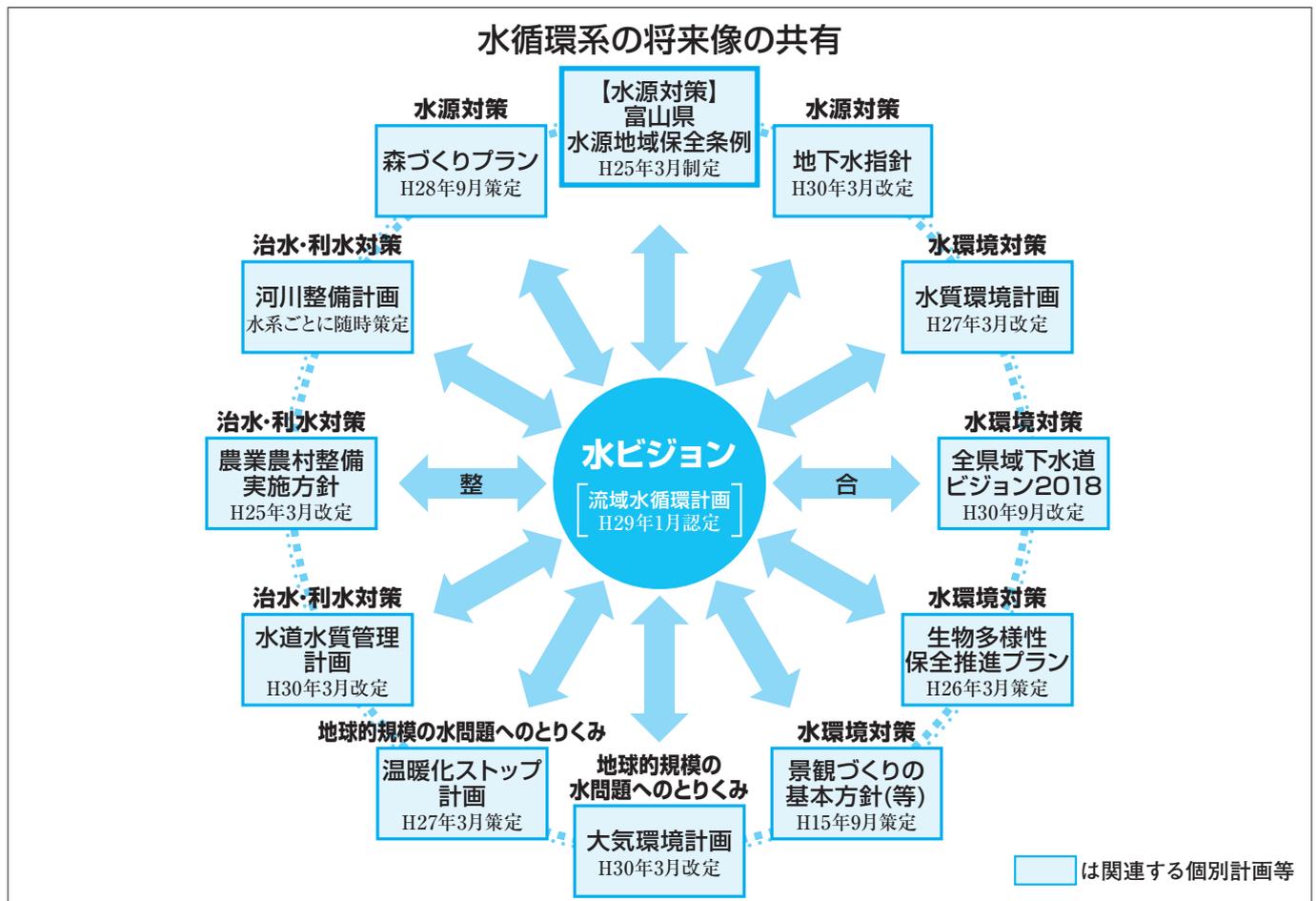
3 水ビジョンの位置付け

水ビジョンは、富山県総合計画「元気とやま創造計画－とやま新時代へ新たな挑戦－」に掲げる「安心とやま」の実現を目指して、行政のみならず、あらゆる主体が健全な水循環系の構築を目的に、将来像を共有し、整合を図りながら、水にかかる施策等を総合的かつ横断的に推進するための基本的な方向を示すものである。

従って、関連する個別計画にあっては、このビジョンの基本的な方向に沿って策定・推進される。

なお、水ビジョンは、その趣旨や役割、内容が、水循環にかかる施策を総合的に推進しようとする「水循環基本法」の理念に合致しており、さらに、本県独特のコンパクトにまとまった地形が考慮されたことにより、国が流域ごとに、水循環に関する施策や関係機関等の連携の基本方針を定めて策定すべきとしている「流域水循環計画」に平成29年1月に認定された。

水ビジョンの位置付け



4 期間

2019年度を初年度とし、2026年度を目標年次とする。